

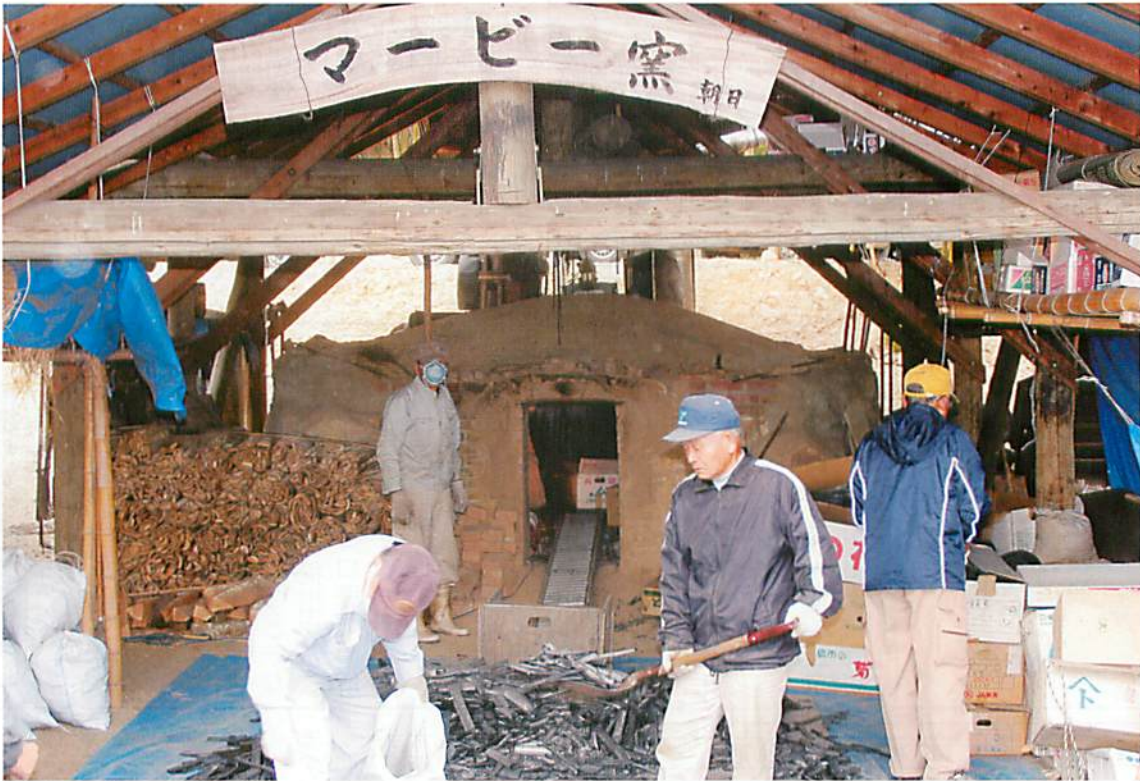
くらしき 農業委員会 だより

第 20 号

平成 20 年 2 月

発行 倉敷市農業委員会
編集 倉敷市農業委員会事務局
☎ (086) 426-3895

ホームページアドレス ++++ <http://www.city.kurashiki.okayama.jp/nogyo/index.html> ++++



「マービー窯あさひ」からの竹炭の窯出し風景（真備町竹炭生産販売組合の皆さん）

（写真の説明）

真備町は古くからたけのこの産地として知られており、管理の行き届いた竹林が豊富です。その竹を利用した竹炭の窯出し風景を拝見しました。ちょうど目の前に真っ黒な竹炭が粉塵とともに窯から運び出されたところでした。

組合長の高越倅一さんのお話では、この竹炭生産販売組合は平成11年に竹炭の生産振興のために設立されたそうです。竹炭には非常に多くの孔があり、その表面積は竹炭1gあたり畳180枚以上に相当すると聞き驚きました。その性質を利用して、有機無農薬の土作り用、竹酢、住居の床下への敷炭、生活排水路や飲料水の浄化材など用途は広く、多彩です。

主 な 記 事

・写真の説明	1
・農地の標準小作料を改訂しました	2
・小作地の合意解約・相続の手続きについて	2
・農地の相続税納税猶予制度について	2
・担い手積立年金 農業者年金 農業者年金に加入しませんか	3
・視察研修報告	3
・農地の改良とは?	4
・農地の転用には許可が必要です	4
・出前農地相談の実施	4
・農業委員の改選が近づく	4
・新しい農業委員の紹介	4
・訃報	4
・農地の移動状況	4
・お知らせ	4
・編集後記	4

農地の標準小作料を改訂しました

農地法の賃貸借や、農用地利用集積事業利用権設定における小作料の目安としてご利用ください。

※田は水稻単作、畑は一般普通畑が対象。平成 20 年 4 月 1 日から適用

農地の区分		小作料の標準額 (10アール当たり)
田畑の別	地区名	
田の部	旧倉敷市	15,000円
	旧児島市	13,800円
	旧玉島市	13,300円
	旧庄村	15,900円
	旧茶屋町	16,500円
	旧船穂町	10,200円
	旧真備町	15,500円
畑の部	倉敷市全域	5,800円

☑小作料は貸し手と借り手の話し合いにより決めるのが原則です。

☑今回の改訂額は、米価下落の影響で前回改訂額より大幅に下落しています。

☑旧真備町の田で転作大豆を加味した小作料は、参考小作料 10,200円(10アール当たり)を定めています。

小作地の合意解約
相続の手続きについて

◎小作地の合意解約
小作地の賃貸借を解約する場合は、賃貸人と賃借人の合意による「所定の通知書」のほか「合意解約を証する書面」、「土地登記事項証明書(全部事項証明書に限る)」などを農業委員会に提出することが必要です。(口頭での解約はできません)

◎小作地の相続
小作地を耕作している方が死亡された場合、小作地は耕作する相続人に継承されます。手続きとしては「所定の通知書」のほか「遺産分割協議書」、「相続人であることが確認できる戸籍謄本」、「住民票」などを農業委員会に提出することが必要です。

一口メモ
農地の耕作権の設定は農業委員会の許可もしくは、市長による利用権の公告が必要です。

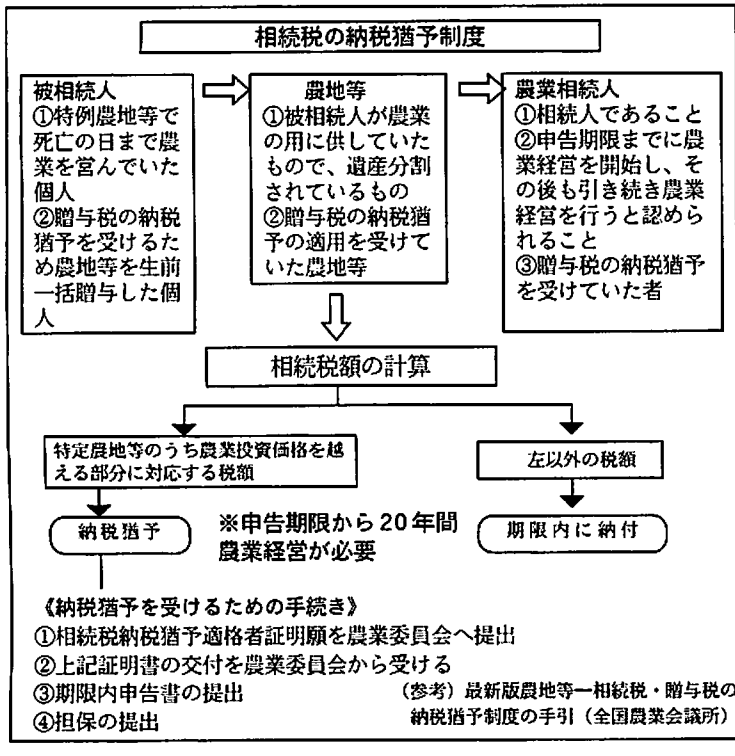
農地の相続税納税猶予制度について

▽都市型農地の相続税の課税

は、宅地期待益含みともいうべき高い売買価格を基礎に計算されるため、農家にとって悩みのタネとなっています。▼そこで税法では、今後とも永続的に農業を続けていく意思のある農業者について、農地の相続税額の宅地期待益含み部分の納税を、一定の要件のもと、猶予する制度があります。(左図)

▽農業相続人が死亡した場合や、申告期限後原則として二十年間農業を継続した場合、

全国農業新聞の購読申込は農業委員会または地区農業委員へ



納税猶予額が免除されます。猶予が取り消される場合 次の場合は猶予の一部又は全部が取り消されるので、注意が必要です。この場合、猶予税額の一部又は全部と利子税を納めなければなりません。

- 特例農地等の譲渡・転用
- 農業相続人の農業経営廃止

農地は耕作してください

全国農業新聞 購読料一ヶ月六〇〇円 週一回(金曜日)発行

目が変わる 負担が大きくなる

担い手積立年金

〔設例〕

農業者年金



農業者年金に加入しませんか

国民年金の第1号被保険者で
年間60日以上農業に従事する
60歳未満の方なら

どなたでも加入できます

- 保険料は月2万円～6万7千円まで、自由に選べます。
 - 80歳までの保証がついた終身年金です。
 - 税制上の優遇措置があります。(全額社会保険料控除の対象)
 - 認定農業者など担い手を対象に保険料の国庫補助があります
- 【国庫補助要件】・60歳までに保険料納付期間が20年以上見込まれる
- ・農業所得が900万円以下
 - ・認定農業者で青色申告者など

農と食の未来を拓く

全国農業図書

申込みは農業委員会へ

全国農業図書 刊行一覽のお問い合わせは農業委員会へ



山口市での研修風景 (第二班)

視察研修報告

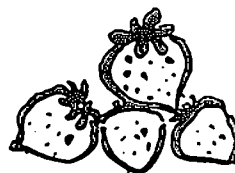
倉敷市農業委員会では、昨年十一月十九日から二十日及び二十一日から二十二日の二班に分かれて先進地視察研修を実施しました。

今回の視察研修では、遊休農地の対策を積極的にやっている岸和田市と山口市の農業委員会を訪問しました。

一班(農業委員二十一名)は、岸和田市農業委員会、二班(農業委員十六名)は、山口市農業委員会を訪問し、主に遊休農地解消に向けた取り



J A 紀南での施設研修 (第一班)



組みについて説明を受けた後、意見交換を行いました。今後倉敷市の遊休農地対策に活かしたいと思います。

また、現地視察研修では、一班は農業経営及び農産物の販売について、J A 紀南とんだ支所で説明を受けました。二班は道の駅「みとう」で、旬の農産物の販売状況について研修を行いました。

農地の改良とは？

農地改良とは、農業上の利用の改善を目的として行う盛土や掘削などの行為をいいます。(田から畑への変更が典型的なものです)盛土・掘削をしようとする農地の面積などによって農業委員会への届出が許可の手續が必要となります。土砂を搬入して農地を改良しようとするときには、必ず事前に農業委員会に相談してください。

農地の転用には許可・届出が必要です。

農地の転用とは、農地を農地以外のものにするをいいます。例えば、農地を住宅地や駐車場・資材置場などにする行為が典型的なものです。市街化区域内の農地転用の場合には農業委員会への『届出』が必要となります。

この場合には、届出書を受理してから2週間以内に受理とするか不受理とするかを決定することになっています。市街化調整区域の農地の場合には、農業委員会の『許可』が必要ですが、市街化調整区域内の農地では市街化調

域内の農地とは異なり、転用に際しての制約がいろいろとあります。転用をお考えの際には、早めに農業委員会まで相談してください。

出前農地相談の実施

農業委員会では、昨年、出前農地相談を実施しました。今回は、昨年十一月に福田公園で開かれた「第40回くらしき農業まつり」を皮切りに、支所7ヶ所とライフサポート倉敷で農地の転用や権利関係などの相談を行っています。

各相談会場では、日頃からの農家の悩みや疑問に思っていることなどの相談が持ち込まれ、農業委員と事務局職員で対応しています。



ただいま相談中

農業委員の改選が近づく

選挙によって選ばれた農業委員の任期が、平成二十年四月二十一日で満了します。

農業委員会委員の一般選挙については折込の号外「倉敷市農業委員会委員一般選挙のお知らせ」をご覧ください。

新しい農業委員の紹介

農業協同組合推薦委員
平成十九年七月一日付で
選任されました



岡山西
藤井 和博委員
農地部会

《計報》

連島選挙区から選出されて
いました三宅整治委員が昨年
十一月御逝去されました。心
から御冥福をお祈りします。

農地の移動状況

最近五年間の農地法に基づく手續きをした件数及び面積です。

年次	年次別農地移動状況 (面積単位：アール)							
	第3条 (農地の権利移動)		第4条 (自分の農地の転用)		第5条 (農地の権利移動と転用)		第20条 (小作の解約)	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
15	248	2,829	276	1,526	709	3,395	77	860
16	217	2,490	294	1,581	768	3,691	76	754
17	306	3,190	302	1,883	907	4,718	114	1,388
18	302	3,292	351	2,233	888	5,013	80	833
19	285	3,021	336	1,753	955	4,649	62	511

《お知らせ》

農業委員会事務局の電話は左記のとおりです。

- 本庁 高層棟6階 電話 426-3895
- 児島支所 4階児島駐在 電話 473-4374
- 玉島支所 2階玉島駐在 電話 522-8126
- 真備支所 1階真備駐在 電話 0866-98-5042
- 庄支所 産業建設係 電話 462-1212
- 茶屋町支所 産業建設係 電話 428-0001
- 船穂支所 産業係 電話 552-5110
- 水島支所には事務局はありません

編集後記

「くらしき農業委員会だより」二十号をお届けします。昨年は偽装食品に明け暮れた一年でした。食品と農業は密接不可分のもので、農家の人達の心を苦しめる一連の事件でした。農家の作ったものを安心して食せるように、本年は心機一転して製造販売に努めてもらいたいと思います。なお、本紙の印刷は、身体障害者授産施設の「くれたけ荘」へお願いして発行しました。(事務局 鎌田)

農業者年金の加入申込はJAまたは農業委員会へ

老後生活の設計は万全ですか？ 農業者年金に加入しましょう！